

公益財団法人横須賀市健康福祉財団 よこすか居宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 公益財団法人横須賀市健康福祉財団が開設する、よこすか居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護支援専門員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたるケアプラン作成を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 よこすか居宅介護支援センター

(2) 所 在 地 横須賀市三春町2丁目12番地（三春コミュニティセンター内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は別表第1のとおりとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別表第2のとおりとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

(1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

(2) 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。

- (3) 居宅サービス計画を作成すると共に、当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
 - (4) 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。
 - (5) 課題の分析について使用する課題分析の方法はオリジナル方式等を用いる。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という。）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。
 - 3 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
 - 4 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うと共に、相談に応じることとする。
 - 5 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。実費とは通常の事業の実施地域を越えた出発地及び目的地の公共交通機関の最寄りの駅あるいは、バス停を結ぶ経路により実際に発生した運賃をいう。
 - 6 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。
(通常の事業の実施地域)
- 第7条 通常の事業の実施地域は、横須賀市の区域とする。
(緊急時等における対応方法)
- 第8条 介護支援専門員は、居宅介護支援利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
 - 2 事故発生の際は、速やかに横須賀市、利用者の家族に連絡を行うとともに、主治医等への連絡など必要な措置を講じることとする。
 - 3 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録することとする。
 - 4 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う
(苦情・ハラスメント解決)
- 第9条 事業所は、提供したサービスに関する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、苦情・ハラスメントを受け付けるための窓口を設置し、又は、ハラスメントの改善に向けた対策は、ハラスメント対策委員会で検討し、必要な改善を行うものとする。
- 2 前項の苦情・ハラスメントを受けた場合には当該苦情・ハラスメントの内容を記録しておくものとする。
 - 3 提供したサービスに関し、介護保険法（以下「法」という。）の定めるところによ

り、利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに関して横須賀市（以下「市」という。）が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 事業所は、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第2項第三号の調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待の防止に関する責任者を選定及び設置すること。
 - （2）成年後見制度の利用を支援すること。
 - （3）事業所において、介護支援専門員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - （4）利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための委員会（虐待防止検討委員会）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
 - （5）虐待の防止のための指針を整備すること。
- 2 事業所は、サービス提供中に、介護支援専門員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（感染症対策に関する事項）

第11条 事業所は、事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会 虐待防止検討委員会と一体的に運営する）を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- （3）事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（業務継続計画の策定に関する事項）

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第13条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修（第10条から前条までに規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等、感染症対策及び業務継続計画の内容を含む。）の機会を次のとおり設け、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後3カ月以内

（2）継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、文書により示すこととする。

4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業関係が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は公益財団法人横須賀市健康福祉財団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

第4条の規定は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

第4条及び第8条第2項の規定は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

第3条の規定は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

第1条、第2条第1項、第7条、第9条第1項及び別表の規定は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

第9条及び第10条の規定は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

第3条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

第1条、第2条、第3条及び第6条の規定は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

第6条第5項及び第10条の規定は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1、第6条別表第2及び第8条から第13条までの規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

第9条、第11条及び第13条第4項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

第6条第5項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

第6条別表第2の規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

第10条の規定は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条）

〔令和7年4月1日現在〕

- 1 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- 2 担当職員
主任介護支援専門員 1名（常勤、管理者兼務）
主任介護支援専門員 5名（常勤）
介護支援専門員 2名（常勤）
担当職員は、事業所に対する居宅介護支援の利用の申し込みに係る居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等を行う。

- 3 事務職員 1名（常勤兼務）
必要な事務を行う。

居宅介護支援の利用料金表（令和6年4月改定）

【基本利用料】

取扱要件	利用料 (1か月あたり)		利用者負担金	
			自己負担額	保険給付額
居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ) 〈取扱件数が40未満〉	要介護度1・2	11,772円	無料	11,772円
	要介護度3・4・5	15,295円		15,295円

【加算】以下の要件を満たす場合、基本利用料に加算されます。自己負担額無料。

加算の種類	加算の要件	加算額
特定事業所加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員1名以上、常勤専従の介護支援専門員3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を一部満たした場合	4,563円
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し居宅介護支援を行った場合	3,252円
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者にかかる必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けていること	542円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること ※入院日以前の情報提供含む。営業時間終了後や営業日以外の日に入院した場合は、入院日翌日を含む	2,710円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む	2,168円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けること	4,878円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けること	6,504円

加算の種類	加算の要件	加算額
退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けること	6,504円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること	8,130円
退院・退所加算（Ⅲ）	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること	9,756円
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	2,168円
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス提供事業者に提供した場合	4,336円

【減算】以下の要件を満たす場合、基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	所定単位数の50%を減算（2か月以上継続している場合100%）
特定事業所集中減算	居宅介護支援雄給付管理対象となるサービスについて特定の事業所の割合が、正当な理由なく80%を超える場合	2,168円